

法人等の実質的支配者に係る情報の把握等に関する法律案 (法人実質的支配者透明化法案) の概要

概要

- 法人格の悪用を防止するために、全ての法人にその実質的支配者（B O：Beneficial Ownership）に係る情報の把握・届出を義務付け、正確かつ最新のB O情報が記録された公簿を整備【新法】。
- ➡ トクリュウなどによるマネロン等への対策や経済安全保障における活用に加え、土地等を所有する法人の実質的支配者の把握への活用など、適正に行政事務を遂行するための基盤（公簿）を整備するもの。

背景

- 実体のない法人を悪用したマネロン等の事例が多数明らかになり、法人の実質的支配者（B O）の把握が必要との問題意識が国際的に増大。F A T F（金融活動作業部会）においても制度の整備・実施が求められており、第5次対日相互審査（2028年夏頃）に向けて対応が必要。
- G 7の中で、B O情報の届出を義務付ける制度がないのは日本のみ。
- 信託についても、同様の問題意識の下、F A T Fの要請への対応が必要。

法案の内容

法人等の実質的支配者（B O）の公簿の整備

1 法人の範囲

上場企業等を除き、全ての内国法人を対象。

一部の外国法人（①国内で継続的に取引、②国内に事務所を設置、③国内の不動産を所有）も対象。

2 B O情報の把握・届出

法人は、B O情報（氏名、住所、生年月日、国籍等）を把握し、設立時に法務局に届け出るとともに、変更時にも、その旨を届け出る。

※B Oの定義は、資本多数決法人の場合、総議決権の25%超を直接又は間接に有する自然人等。

※法人格の悪用を防止するため、届出期限を経過した日から3年間届出をしないとときに登記閉鎖の措置を講ずる。

※届出義務違反については、罰則を設ける（無届法人に対しては、まずは書面等による催告で対応）。

3 B O情報の閲覧

法務局が保有するB O情報の閲覧は次の場合に限定。

- ・ 行政機関が法令で定める事務の遂行上必要な場合
- ・ 犯収法上の特定事業者^注が届け出た法人の同意を得た場合

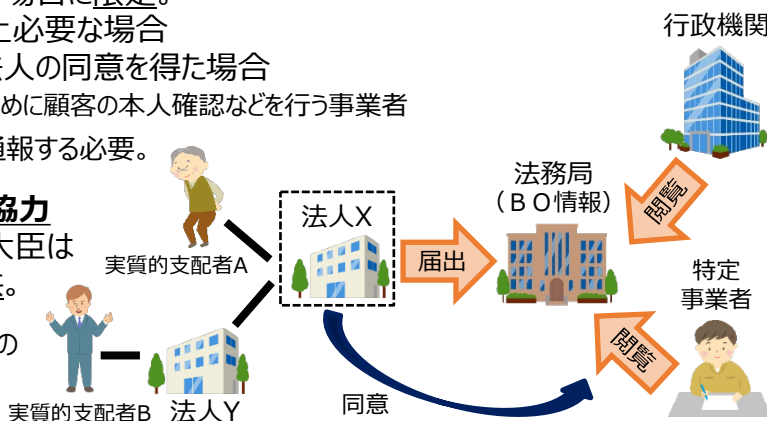
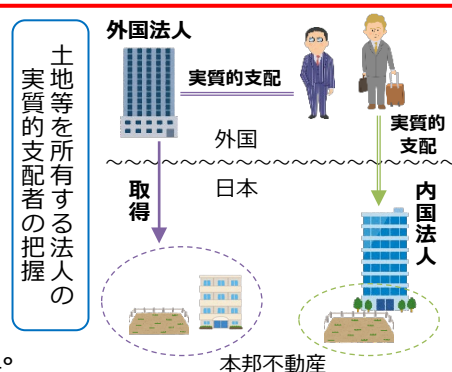
（注）金融機関や士業者等、マネロン等対策のために顧客の本人確認などを行う事業者

※不正確なB O情報を知った場合、法務大臣に通報する必要。

4 重要土地等調査法に関する法務大臣の協力

内閣総理大臣からの要請に応じて、法務大臣は土地等を所有する法人のB O情報を提供。

- 整備法案において、各府省庁の許認可手続等の関連規定（重要土地等調査法等）を改正。



信託関係当事者の把握

- 受託者は、信託関係当事者（委託者、受託者、受益者等）の情報を把握し、当該情報を正確かつ最新に保ち、それを記録した書面又は電磁的記録を作成・保存。
- 行政機関は、法令で定める事務の遂行上必要な場合、受託者に対して信託関係当事者の情報の提示を求めることが可能。

施行期日

公布から1年6月を超えない範囲内において政令で定める日（一部を除く。）